0

 $\bigcirc$ 

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第1356号

印 刷 岡田印刷株式会社

#### 平成14年 5 月17日金曜日 第1356号

$\Diamond$	目	次	$\Diamond$
	告	示	

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の	
許可申請の概要 (2件)	603
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等	
の変更の許可申請の概要	607
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	609
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要	609
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公	
示	610
土地改良区役員の退任の届出(2件)	
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)	610
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)	611
普通肥料の検査結果の公表	
特殊肥料の検査結果の公表	
解除予定保安林	
落札者等の告示	
道路の区域変更(一般国道 380 号)	
道路の供用開始( " )	
開発行為に関する工事の完了	612
公告	
愛媛県文書管理・電子決裁システム開発業務の委託	613
毒物劇物取扱者試験の実施	614
調理師試験の実施	
製菓衛生師試験の施行	614
土地立入公告	614
監查委員告示	
包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示	614
人事委員会規則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	615
	٠.٠
公安委員会告示	0.5
<b>公安委員会告示</b> 型式の検定に係る遊技機の告示	
型式の検定に係る遊技機の告示	615

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

## ○愛媛県告示第 996 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び川 之江市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する 平成14年 5 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 三木特種製紙株式会社 川之江市川之江町 156 番地 代表取締役 三木 輝久
- 2 事業場の名称及び所在地 三木特種製紙株式会社 川之江市川之江町 156 番地
- 3 特定施設に関する事項
- (1) パルパー

特定施言	设の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第188号。以下「政令」という。)別 表第1第23号 イ原料浸せき施設
特定施言	みの能力	1日当たり8 600キログラム
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着工後2ヶ月
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	連続
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的 要求 位 1 位 1 り つ い に つ う き リ ッ き り う う う う う う う う う う う う う う う う う う	通常最大
	- 浮遊 ( リつラン質 1 に グラム	通常最大
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき	通常最大
	ミリグラム) 全りん(単 位 1リッキ トルレグラム ミリ	通常最大
	イ 日当たりの量 ロメートル)	通常 0 最大 0

備考 原料を含めてすべて次工程へ流送するため、本施設からの排水 は生じない。

# (2) ストックタンク

\-/ <b>/\ /</b>		
特定施言	殳の種類	政令別表第1第23号 イ原料浸せき施設
特定施言	ひの能力	1日当たり1 200キログラム
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着工後2ヶ月
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	連続
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無 U
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 全位 トミ 全位トミ)素 度 数 学求 ルリ遊単ッきム 窒 ルリ り ルリオ 水 酸(リつラ質 ルリ (リつラ (リつラ ) しゅう (リつラ ) 東 (リつラ ) 単ッきムン 素 素単ッき)量1にグ 単ッき ) 単ッきム	通常 最大 通常 最大 通常 最大 通常 最大
	ヨ当たりの量 ラメートル)	通常 0 最大 0

備考 原料を含めてすべて次工程へ流送するため、本施設からの排水 は生じない。

# (3) ストックタンク

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第23号 イ原料浸せき施 設		
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり600キログラム×2基		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後 2 ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使 用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変 動の概要	無し		
特定施設か 水素イオン ら排出され 濃度(水素 指数)	通常最大		

フェルケの	化学的酸素		
る汚水等の	要求量(単	通常	
汚染状態の	位 1リッ		
法	トルにつき  ミリグラム)	最大	
値			
	浮遊物質量  (単位 1	通常	
	リットルに	~	
	つきミリグ	最大	
	ラム)		
	全窒素(単	<b>、</b> 圣 些	
	位 1リッ	通常	
	トルにつき	最大	
	ミリグラム)		
	全りん(単 位 1リッ		
		通常	
	トルにつき ミリグラム	最大	
	)	40.7	
汚水等の1日当たりの量		通常	0
	<b>-</b>		
(単位 立方メートル)		最大	0

備考 原料を含めてすべて次工程へ流送するため、本施設からの排水 は生じない。

# (4) **ポーチャー**

特定施言	殳の種類	政令別表第1第23号 イ原料浸せき施 設				
特定施言	殳の能力	1日当たり4,300キログラム×2基				
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに				
工事の完成	予定年月日	着工後2ヶ月				
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに				
特定施設の値	吏用時間間隔	連続				
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間				
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無 U				
特定施設か	水素イオン	通常				
ら排出され	濃度(水素   指数)	最大				
る汚水等の	化学的酸素					
汚染状態の	要求量(単位・1リッ	通常				
値	トルにつき ミリグラム)	最大				
	浮遊物質量 (単位 1	通常				
	リットルに つきミリグ ラム)	最大				
	全窒素(単位 1リッ	通常				
	トルにつき	最大				
	ミリグラム) 全りん(単					
	位 1リッ トルにつき	通常				
	ミリグラム   )	最大				
汚水等の1	日当たりの量	通常 0				
(単位 立7	<b>ラメートル)</b>	最大 0				
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						

備考 原料を含めてすべて次工程へ流送するため、本施設からの排水 は生じない。

# (5) 丸網ヤンキー式抄紙機

特定施言	设の種類	政令別表第1第23号 チ抄紙施設					
特定施言	ひの能力	1日当たり7 200キログラム					
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに					
工事の完成	予定年月日	着工後2ヶ月					
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに					
特定施設の係	使用時間間隔	連続					
特定施設の1 用時間	日当たりの使	24時間					
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無 し					
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常 6.4~7.5					
ら排出され	指数)	最大 6.4~8.0					
る汚水等の	化学的酸素	N					
汚染状態の	要求量(単 位 1リッ	通常 40					
値	トルにつき ミリグラム)	最大 50					
	浮遊物質量 (単位 1	通常 70					
	(半位 リットルに つきミリグ						
	ラム)	最大 150					
	全窒素(単 位 1リッ	通常 10					
	トルにつき	最大 30					
	ミリグラム) 全りん(単						
	位 1リッ	通常 05					
	ールにつき ミリグラム )	最大 1.0					
汚水等の1日	日当たりの量	通常 1,382,3					
(単位 立方	ラメートル)	最大 1,382,3					

## 4 汚水等の処理施設に関する事項

# (1) **凝集沈殿槽**No. **1**

設 置		Ē	年 月		日	昭和46年10月1日	
処	理	施	設	Ø	種	類	高速凝集沈殿方式
処	理	施	設	Ø	型	式	凝集沈殿
処	理	施	設	Ø	構	造	鋼鉄製
処	理が	色設	の	主要	更寸	法	直径 10メートル 高さ 6メートル
処	理	施	設	Ø	能	カ	1 日当たり7 ,000立方メートル
汚水等の処理の方式					方	式	高速凝集沈殿方式
処理施設の使用時間間隔					間間	隔	連続
処理施設の1日当たりの使 用時間						D使	24時間
	里施 記版		使用	の季	節的	的变	無 し

処理施設に	項目	処	理前	処 理 後
よる処理前 及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常	6.0~7.0	通常 62~6.7
の汚水等の	指数)	最大	6.0~8.5	最大 62~72
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	80 8	通常 40 4
値	位 1リットルにつき トルにつき ミリグラム)		84 .6	最大 47.7
	浮遊物質量   (単位 1   リットルに	通常	103	通常 42 9
	ッッールに つきミリグ ラム)	最大	189	最大 57 3
	全窒素(単 位 1リッ	二名一	9 5	通常 95
	トルにつき ミリグラム)	最大	28 .0	最大 28 Ω
	全りん(単   位 1リッ   トルにつき		0 4	通常 0.4
	- ルにっこ   ミリグラム   )	最大	0.9	最大 0.9
汚水等の1日	日当たりの量	通常	4 200	通常 4 200
(単位 立方	ラメートル)	最大	4 <i>A</i> 00	最大 4 <i>4</i> 00

# (2) **凝集沈殿槽No. 2**

(4) 从未从	化供义作自110. 之						
設 置 3	≢ 月 日	昭和49年11月 1 日					
処理施	设の種類	高速凝集沈殿方式					
処理施 [	没の型式	凝集沈殿					
処 理 施 i	设の構造	鋼鉄製					
処理施設(	の主要寸法	直径 10メートル 高さ 6メートル					
処理施 i	没の能力	1日当たり7 ,000立方メートル					
汚水等のタ	処理の方式	高速凝集沈殿方式					
処理施設の値	吏用時間間隔	連続					
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間					
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し					
処理施設に	項目	処理前 処理後					
よる処理前 及び処理後	水素イオン濃度(水素	通常 6.0~7.0 通常 6.2~6.7					
の汚水等の	指数)	最大 6.0~8.5 最大 6.2~7.2					
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常 80.8 通常 40.4					
値	位 1リッ   トルにつき	最大 84.6 最大 47.7					
	ミリグラム) 浮遊物質量						
	(単位 1	通常 103 通常 42 9					
	つきミリグ ラム)	最大 189 最大 57 3					
	全窒素(単 位 1リッ	通常 95 通常 95					
	トルにつき ミリグラム)	最大 28 0 最大 28 0					
		605					

全りん(単 位 1リッ トルにつき	通常	0 4	通常	0 4
ミリグラム )	最大	0 9	最大	0.9
汚水等の1日当たりの量	通常	5 250	通常	5 250
(単位 立方メートル)	最大	5 550	最大	5 ,550

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
  - (1) 排水口No. 1

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		6 2~6 7 6 2~7 2
	/		
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	40 4
	位 1 リットルにつき ミリグラム)	最大	47 .7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	42 9
	っっ- ルに つきミリグ ラム)	最大	57 3
	全窒素(単 位 1リッ	通常	9 5
	トルにつき ミリグラム)	最大	28 0
	全りん(単 位 1リッ トルにつき	通常	0 4
	ミリグラム	最大	0.9
汚水等の1	日当たりの量	通常	9 450
(単位 立7	ラメートル)	最大	9 ,950

## (2) 排水口No. 2

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	
	トルにつき ミリグラム)	最大	50
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	5
	っっ ルに つきミリグ ラム)	最大	5
	全窒素(単位 1リッ	通常	20
	トルにつき ミリグラム)	最大	40
	全りん(単位 1リットルにつき	通常	5
	トルにつき ミリグラム )	最大	10
汚水等の1日当たりの量		通常	5.7
(単位 立7	<b>ラメートル)</b>	最大	7.0

備考 この他に、雨水排水口が9箇所ある。

# ○愛媛県告示第 997 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び大 洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 丸磯建設株式会社 東京都品川区北品川三丁目6番7号 代表取締役社長 梅村 郁
- 2 事業場の名称及び所在地 丸磯建設株式会社・株式会社竹内建設 四国横断自動車道黒木工事共同企業体 大洲市野佐来 161 - 1
- 3 特定施設に関する事項

		水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令
特定施言	设の種類	
特定施言	设の能力	1 時間当たり25立方メートル処理
設 置 岔	≢ 月 日	平成13年12月 1 日
特定施設の値	吏用時間間隔	断続
特定施設の1 用時間	日当たりの使	4 時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設か	水素イオン	通常 10.0~12.0
ら排出され	濃度(水素 指数)	最大 10.0~12.0
る汚水等の	化学的酸素 要求量(単	通常 5.0
値	位 1リットルにつき トルにつき ミリグラム)	最大 10 0
	浮遊物質量 (単位 1	通常 2,000
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 5,000
	全窒素(単 位 1リッ	通常 2.0
	トルにつき ミリグラム)	最大 3.0
	全りん(単位 1リッ	通常 0.04
	トルにつき ミリグラム )	最大 0.1
汚水等の 1 [	当当たりの量	通常 2
(単位 立)	<b>ウメートル</b> )	最大 4

## 4 汚水等の処理施設に関する事項

## (1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後、30日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	沈殿槽

処理施設	みの構造	鋼板製					
処理施設の	) 主要寸法	縦 3メートル 横 2メートル 高さ 1メートル					
処理施設	みの能力	1時間	間当たり 5 立7	庁メーⅠ	トル		
汚水等の処	1.理の方式	自然流	<b>沈降</b>				
処理施設の値	使用時間間隔	連ん	売				
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間	亅				
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	J				
処理施設に	項 目	処	理前	処	理後		
よる処理前及び処理後の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	10 0 ~ 12 0 10 0 ~ 12 0	通常最大	10 .0 ~ 12 .0 10 .0 ~ 12 .0		
汚染状態の値	化学的酸素 要位 1リウラム ション 1 (ロット) 1	通常最大	5 D 10 D	通常最大	5 .0 10 .0		
	浮遊物 1 質 1 リカラム) ラム)	通常最大	2 000 5 000	通常最大	200 500		
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき	通常最大	2 D 3 D	通常最大	2		
	ミリグラム) 全りん(リットリットリック ミリグラム	通常最大	0 .04 0 .1	通常最大	0 .04 0 .1		
汚水等の1日		通常最大	2	通常最大	2 4		

備考 処理後の汚水等は、全量再利用する。

## (2) 濁水処理施設

設	置	1	年	月日		日	平成13年12月 1 日
処	理	施	設	Ø	種	類	物理処理 + 化学処理
処	理	施	設	Ø	型	式	凝集沈殿 + p H 調整
処	理	施	設	Ø	構	造	鋼板製
処	理が	色設	の	主要	更寸	法	縦 10メートル 横6 5メートル 高さ3 524メートル
処	理	施	設	Ø	能	力	1 時間当たり30立方メートル処理
汚	水等	<del>-</del> π	処	理の	方	式	凝集沈殿 + p H 調整
処3	里施	設の	使	用時	間間	隔	連続
	里施語 時間	没の	1 🖽	当た	- (ι) σ.	 )使	24時間
	里施記 の概		使用	の季	節的	的変	無し

処理施設に	項	目	処	理	前	処	理 後
よる処理前	-l/ = /						
及び処理後	水素1   濃度(		通常	10 .0	~ 12 .0	通常	65~85
の汚水等の	指数)		最大	10 .0	~ 12 .0	最大	65~85
汚染状態の	化学的 要求量	酸素量(単	通常	5 .0		通常	5.0
値	位 1 トルに	リッ		10 .0		是士	10 Ω
		( <u>Z</u>	取八	0.01		取八	עטו
	浮遊物 (単位 リット	1	通常	2 ,500	)	通常	20
	っ つきミ ラム)	ミリグ	最大	3 ,000	)	最大	25
	全窒素 位 1		通常	2 .0		通常	2.0
	トルに ミリグ	_	最大	0. 8		最大	3.0
	全りん 位 1 トルに	リッ	通常	0 .04		通常	0 .04
	ドリク		最大	0 .1		最大	0 .1
汚水等の1日	汚水等の1日当たりの量		通常	180		通常	180
(単位 立方	ラメート	ル)	最大	560		最大	560

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		6 5~8 5 6 5~8 5
	化学 要量 位 1 り し い に つ き リ ッ き リ ッ き り り き り り り り り り り り り り り り り り り	通常最大	5 0 10 0
	ディー   アライ   アラ	通常最大	
	全窒素 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常最大	
	全りん(単 位 1リッき トルグラム )	通常最大	0 .04 0 .1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	

## ○愛媛県告示第 998 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び川之江市役所において告示の 日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 三木特種製紙株式会社 川之江市川之江町 156 番地 代表取締役 三木 輝久

- 2 事業場の名称及び所在地 三木特種製紙株式会社 川之江市川之江町 156 番地
- 3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1第23号パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施 設 イ、チ
- 4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法等の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 凝集沈殿槽No. 1

		变。	更 前	变,更	色 後
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前	化学的酸素	通常	通常	通常	通常
及び処理後	要求量(単  位 1リッ	81 3	42 5	8 08	40 <i>A</i>
の汚水等の	ロー・シットルにつき ミリグラム)	最大 85 2	最大 50 .0	最大 84.6	最大 47 <i>.</i> 7
汚染状態の	浮遊物質量	通常	通常	通常	通常
値	(単位 1   リットルに	111	45 .0	103	42 9
	つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	207	60 .0	189	57.3
	全窒素(単	通常	通常	通常	通常
	位 1リッ	10	10	9 5	9 5
	トルにつき	最大	最大	最大	最大
	ミリグラム)	30	30	28 .0	28 .D
	全りん(単 位 1リッ	通常	通常	通常	通常
	位    1リッ   トルにつき	0.5	0.5	0.4	0.4
	ミリグラム	最大	最大	最大	最大
	)	1.0	1 .0	0.9	0.9
汚水等の1 日	当当たりの量	通常 4,000	通常 4,000	通常 4 200	通常 4 200
(単位 立方	ラメートル)	最大 4 200	最大 4 200	最大 4 <i>4</i> 00	最大 4 <i>4</i> 00

## (2) 凝集沈殿槽No. 2

		変 更 前		变。	色 後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後	
よる処理前	化学的酸素	通常	通常	通常	通常	
及び処理後	要求量(単 位 1リッ	81 3	42 5	80 &	40 4	
の汚水等の	トルにつき ミリグラム)	最大 85 2	最大 50 .0	最大 84 .6	最大 47 <i>7</i>	
汚染状態の	浮遊物質量	通常	通常	通常	通常	
値	(単位 1 リットルに	111	45 .0	103	42.9	
	うきミリグ ラム)	最大	最大	最大	最大	
	ラム)	207	60 .0	189	57 3	
	全窒素(単	通常	通常	通常	通常	
	位 1リッ	10	10	9 5	9 5	
	トルにつき	最大	最大	最大	最大	
	ミリグラム)	30	30	28 .0	28 .0	
	全りん(単 位 1リッ	通常 0.5	通常 0.5	通常 0 <i>4</i>	通常 0 <i>4</i>	
	トルにつき	最大	最大	最大	最大	
	ミリグラム	取入	1.0	0.9	取入 0.9	
	<u> </u>					
汚水等の1日	日当たりの量	通常 5 ,000	通常 5,000	通常 5 250	通常 5 250	
(単位 立方	ラメートル)	最大 5 ,300	最大 5 ,300	最大 5 ,550	最大 5 ,550	

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) 排水口No. 1

				1
汚水等の汚	項目	変	更前	変 更 後
染状態の値	水素イオン	通常	6 2~6 7	通常 62~6.7
	濃度(水素   指数)	最大	6 2~7 2	最大 62~72
	化学的酸素 要求量(単	通常	42 5	通常 40 4
	位 1リッ  トルにつき  ミリグラム)	最大	50 .0	最大 47.7
	浮遊物質量	通常	45 .0	通常 42.9
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	0. 06	最大 57 3
	全窒素(単位 1リッ	通常	10	通常 9.5
	トルにつき ミリグラム)	最大	30	最大 28.0
	全りん(単位 1リッ	通常	0.5	通常 0.4
	トルにつき   ミリグラム   )	最大	1.0	最大 0.9
汚水等の1日当たりの量		通常	9 ,000	通常 9 450
(単位 立方	ラメートル)	最大	9 ,500	最大 9,950

- (2) 排水口No. 2 変更なし
- (3) 排水口№ 6

汚水等の汚	項 目	変	更	前	変	更	後
染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数) 化学的酸素	素   週吊	6 5 ~ 6 5 ~				
		単 通常 ツ しき 最大	1未	-			
	浮単物質! ジ単ウンション ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン ジョン	1 通常	1 未		<b>玉-火</b> 州		
	全窒素(単位 1リットルにつき ミリグラム)	ッ  通常 き   <sub>最大</sub>	1未	-	· 雨水排水口		
	全りん(達 位 1リットルにつる ミリグラン	ッ リ 通常	0 .1未 0 .1未				
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)							

備考 この他に、雨水排水口が8箇所ある。

## ○愛媛県告示第 999 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 変更の届出の概要

				1		
大規模小売店舗の 名称	大規模小売店舗の 所在地	変更しようとする 事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジグラン重信・ ディックEX		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社フジ、株式会社メディコ二十一、ダイキ株式会社	株イ、、社ズ会会の式イ社、社栄会料、リ社株和限か、株有社社状の、社社のピーラーでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	平成14年 3月29日	平成14年5月1日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工 労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

#### ○愛媛県告示第1000号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
コープ東本	松山市東本一丁目 5 番地 5	・ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。 ・閉店後の駐車場の適正管理に努めること。

## ○愛媛県告示第1001号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に 規定する平成14年度の事業計画及び調査成果のシステム化の 実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

		愛炫宗和事 加	厂 寸 1]
調査を行う 者 の 名 称		調査期間	摘要
宇和島市	1	平成15年3月31日まで	
	大字蕨	"	<i>"</i>
	大字平浦	"	"
	大座小池	"	"
	大字小浜	"	"
	大字坂下津の一部	"	"
八幡浜市		   平成15年 3 月31日まで	地籍調査
	大谷口二丁目の一部	"	"
	広瀬三丁目の一 部	"	ıı .
	広瀬四丁目の一 部	11	"
	古町二丁目の一 部	"	ıı .
	大字向灘の一部	"	"
	大字八代一丁目 の一部・五反田 の一部・矢野町	11	数値情報化
	の一部・矢野町  の一部		
大 洲 市	藤縄の一部	平成15年 3 月31日まで	地籍調査
	喜多山の一部	"	"
	恋木の一部	"	"
	柚木の一部・北	"	  数値情報化
	一只・松尾・梅川		xA IE I런 TX I U
	・横野・長谷・北裏・稲積・野佐来・黒木		
川之江市		   平成15年3月31日まで	地籍調査
			数値情報化
伊予三島市	紙屋町・朝日	平成15年3月31日まで	地籍調査
	宮川の一部	"	"
 北 条 市	北条市	平成15年3月31日まで	数值情報化.
新宮村	1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	平成15年3月31日まで	
	1		
	部。	平成15年 3 月31日まで	
別子山村	1	平成15年 3 月31日まで	地籍調査
	芋野	"	"
	小美野の一部	"	"
	成の一部	"	"
丹 原 町	大字鞍瀬の一部 大字明河の一部		
	・臼坂の一部・		
	鞍瀬の一部・楠		
	窪の一部・今井 ・千原・池田・		
	願連寺・丹原・		
	久妙寺・古田・		
	川根・高松・得 能・高知・得能		
	出作・安用・田		
	野上方・北田野		
宮窪町	・長野・田滝     宮窪町	平成15年 3 月31日まで	数値情報化
重信町		平成15年3月31日まで	
	部		
川内町	大字河之内の一部	平成15年3月31日まで	地籍調査 
	大字松瀬川の一   部	"	"
	大字則之内の一部・河之内の一	"	数値情報化
<del>*</del> 111 - 2.1	部	亚世纪年2月24日主	*b /去 k = ±□ / / ·
美 川 村	美川村	平成15年3月31日まで	数1世情報化

松	前	町	大字上高柳	平成15年3月31日まて	地籍調査
			大字恵久美	"	"
長	浜	町	大字今坊の一部	平成15年3月31日まて	" 地籍調査 数値情報化
内	子	町	大字内子の一部	平成15年3月31日まて	" 地籍調査 数値情報化
Ξ	崎	町	三崎町	平成15年3月31日まで	数值情報化
野	村	町	野村町	平成15年3月31日まで	数值情報化
広	見	町	広見町	平成15年3月31日まで	数值情報化
松	野	町	松野町	平成15年3月31日まて	数值情報化
津	島	町	大字高田の一部	平成15年3月31日まて	地籍調査
			大字近家の一部	"	"
			大字高田の一部	"	数值情報化
御	荘	町	御荘町	平成15年 3 月31日まて	数值情報化
_	本 松	町	一本松町	平成15年 3 月31日まて	数值情報化
西	海	町	西海町	平成15年 3 月31日まて	数值情報化
					•

# ○愛媛県告示第1002号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定 により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が退任 した旨の届出があった。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員の種	類氏	名	住	所
理事	神里	予 増 美	新居浜市庄内町方	≒丁目3番2号

#### ○愛媛県告示第1003号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員の種類	氏	名	住所	
理事	神野	増美	新居浜市庄内町六丁目3番2号	

# ○愛媛県告示第1004号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・引野地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業 (ため池等整備事業・引野地区)計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成14年5月20日から6月14日まで

3 縦覧場所 今治市役所

## ○愛媛県告示第1005号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・汁谷地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業 (ため池等整備事業・汁谷地区)計画書の写し
  - (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

-----

2 縦覧期間

平成14年5月20日から6月14日まで

3 縦覧場所 今治市役所

#### ○愛媛県告示第1006号

波方町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・西窪地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・西窪地区) 計画書の写し
  - (2) 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 の写し
- 2 縦覧期間

平成14年5月20日から6月14日まで

3 縦覧場所 波方町役場

## ○愛媛県告示第1007号

波方町から協議のあった町営土地改良事業(ため池等整備事業・用呂越地区)の施行は、適当と認められるので、土地 改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において 準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書 類を縦覧に供する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業 (ため池等整備事業・用呂越地区) 計画書の写し
  - (2) 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 の写し
- 2 縦覧期間

平成14年5月20日から6月14日まで

3 縦覧場所

波方町役場

#### ○愛媛県告示第1008号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定 に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成14年 5 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成14年3月分

肥料の 種類等	保証票添付者	肥料の 名称	検 分析 項目	査の構 検査 指摘事項	既 要 保証 票の 検査	その 他の 検査	備考
米ぬか 油かす 及び未	カネミ 倉庫株 式会社	米ぬか 油かす 粉末	主成分 TN TP TK				
魚かす粉末	南海物 産株式 会社	ナンカ イ魚粕 粉末7 60	主成分 TN TP				

- 注1 これは、検査対象荷口全体の肥料の品質を代表し得るよう抽出した袋(ばら積みの場合にあっては、採取部位)から採取し、混合した試料1点について検査した結果である。
  - 2 分析検査項目についての指摘事項は、分析値と規格・基準値又は 表示値とを比較した結果である。
  - 3 主成分の略称は、次のとおりである。

略称	主 成 分	略称	主 成 分	略称	主成分	
ΤN	窒素全量	ΤP	りん酸全量	ΤP	加里全量	

## ○愛媛県告示第1009号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定 に基づき、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

------

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成14年3月分

特殊肥料 の指定名	生産業者 、輸入業 者又は販 売業者	届出名(商品名)	検査の結果		備	考
たい肥	えひめ南 農業協同 組合	鬼北牛ふん堆肥	TN TP TK C/N 水分	1 27% 1 33% 2 90% 34 9 60 5%		

注 成分の略称は次のとおりである。

略称	成分	略称	成 分	略称	成分
T N C / N	窒素全量 炭素窒素比	T P 水分	りん酸全量 水分含有量	ТК	加里全量

## ○愛媛県告示第1010号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26 年法律第 249 号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

西宇和郡伊方町豊之浦字ヨコミチ870の2、870の3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第1011号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る特定役 務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
平成14年度土木設計積 算システム保守管理業 務 一式	愛媛県土木部土木 管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成14年4月1日	財団法人日本建設情報総 合センター 東京都港区赤坂七丁目10 番地20号	四000, 093, 98	地方公共団体の物品等又は特定役務の 調達手続の特例を定める政令(平成7 年政令第372号)第10条第1項第1号 の規定による。

/ 14. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. -> . 11. ->

## ○愛媛県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		380号		上浮穴郡久万町大字露峰甲1	855番 1 地先から	IΒ	メートル 12 4~69 4	キロメートル 0 .185	
一双国追		2002		同大字乙313番14地先まで (ただし、関係図面に示す。	<b>とおり</b> )	新	12 4~69 4 7 0~57 5 1 5~ 9 0	0 .185 0 246 0 .079	

## ○愛媛県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		380号		同大字乙31	上浮穴郡久万町大字露峰甲1855番 1 地先から 同大字乙313番14地先まで (ただし、関係図面に示すとおり)						平成14年 5 月17日

## ○愛媛県告示第1014号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成14年 5 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
八局大土 (開)第995号 平成14年 4 月30日	喜多郡長浜町大字仁久字目当場甲4番1、甲4番3、甲4番4、甲4番5、甲5番1、甲5番2、甲6番及び甲7番1 喜多郡長浜町大字長浜字中洲カ甲6番 喜多郡長浜町大字長浜字江湖甲19番8及び甲19番56	喜多郡長浜町大字長浜甲480番地 3 長浜町長 西田洋 一
西局建(開)第3号 平成14年4月25日	西条市大町字岸陰77番8、77番11、77番14及び77番16	西条市飯岡2710番地の 3 原 田 正 臣
西局建(開)第4号 平成14年4月30日	西条市氷見字大黒新田甲474番の2、甲474番の3、甲474番の4及 び甲474番6	西条市氷見甲454番地 丹 昌 照

松局伊土検(開)第5号 平成14年4月25日	伊予郡松前町大字昌農内字拂川673番 3	伊予郡松前町大字北黒田219番地 2 米 澤  亨
松局伊土検(開)第6号 平成14年4月30日	伊予郡松前町大字東古泉字四ツ黒115番1の1及び115番1の2	伊予郡松前町大字北黒田831番地 1 三 好 洋 一
松局伊土検(開)第7号 平成14年4月30日	伊予郡松前町大字中川原字新開175番	松山市西石井一丁目 5 番15号 頼 本 多 喜 子

#### 公 告

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名

愛媛県文書管理・電子決裁システム開発業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量 愛媛県文書管理・電子決裁システム開発業務一式
- (3) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) **納入期限** 平成15年 3 月31日
- (5) 納入場所 愛媛県庁
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した役務と類似の役務(国又は地方公共 団体における文書管理・電子決裁事務関連システムの開 発をいう。)を提供した実績を有すること又は既存のパ ッケージソフトの使用によりこの公告に示した役務を提 供できることを証明した者であること。
- (3) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (5) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわ

たり円滑に実施できる者であること。

- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部行政私学課電子申請推進係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089)941 2111 内線 2742

- (2) 入札書の受領期限 平成14年6月27日(木)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成14年6月27日(木)午後2時 愛媛県庁第二別館5階第5会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した役務を調達できることを説明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を調達できると知事が判断した 入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づ いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be

rendered: Development of Software for Document Management and the Online Decisionmaking of the Organization, 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 27 June 2002
- (3) For further information, please contact: Electronic Application Promotion, Administrative Affairs and Private Education Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan TEL 089 941 2111 Ext 2742

#### 〇公 告

## 毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第4条第1項の規定により、平成14年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時平成14年8月6日(火)午前10時
- 2 試験の場所 松山市末広町11番地1 愛媛県立松山南高等学校
- 3 受験願書の提出期間 平成14年6月17日(月)から21日(金)まで。ただし、 郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付
- 4 受験願書の請求先及び提出先

請求先 保健所(松山市の区域にあつては、松山中央保健 所。以下同じ。)又は愛媛県保健福祉部薬務衛生課 提出先 県内に居住する者は、住所地を管轄する保健所、 県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部薬務衛生課

#### 〇公 告

ける。

# 調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規 定による平成14年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時平成14年8月27日(火)13時30分
- 2 試験の場所
- 松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校 3 受験願書の提出期間

平成14年7月1日(月)から7月12日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外 居住者については愛媛県保健福祉部薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

#### 〇公 告

#### 製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規 定による平成14年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。 平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
  - 平成14年7月18日(木)13時00分
- 2 試験の場所松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間 平成14年6月10日(月)から6月21日(金)まで。ただ し、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受 け付ける。
- 4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外 居住者については愛媛県保健福祉部薬務衛生課とする。

5 その他 受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## 〇公 告

次のとおり土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書に規定する通知があった。

平成14年5月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称 日本道路公団
- 2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道建設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域 北宇和郡三間町大字是能、大字務田、大字曽根、大字成 家及び大字則地内

宇和島市高串字馬根、字丁田、字ヨセオフ、字ニレノ木、字屋敷田、字コモノクボ、字中窪、字漆ヶ窪、字家藤、字琴ノ川、字岡ノ前、字河舞、字金山、字河前、字木瓜谷、字黒岩及び字寄防藪、伊吹町字小倉、光満字鳥越、字日待田、字木ノ元、字櫛挽、字下中畑、字中畑、字上中畑、字アイガ谷、字カイケ谷、字五百、字七百、字ソウカレ、字ソヲカレ、字ヒビノキ、字エノキヲ、字榎尾、字大川内、字山ノ下、字紙漉、字メクラ谷、字蕨川、字トリコへ、字大阪、字イモシ、字クシヒキ、字カミ中畑、字アイカ谷、字大河内及び字カミスキ地内、北宇和郡吉田町立間字ツカノクチ、字田島、字ツガノクチ、字大川内山及び字大明神地内東宇和郡宇和町大字下川、大字皆田及び大字稲生地内

平成14年6月1日から平成15年3月31日

#### 監査委員告示

## ○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252 条の32第 1 項の 規定による協議が調ったので、同条第 2 項の規定に基づき次 のとおり告示する。

平成14年5月17日

愛媛県監査委員 小川 一雄同 達川光作同 横田弘之同 井上和久

包	2 括	外音	8 監 3	査人眞鍋清の監査の 監査の	事務を
事	1	務	を	補助する者	
氏			名	住 所 補助でき	る期間
北	田		隆	松山市桑原四丁目 9番 3号 平成14年 5 平成15年 3 7	
宮	内	幹	太	松山市紅葉町 2 番17号 ラ イオンズガーデン松山紅葉 町1006 平成15年 3	
大	石	孝	光	松山市道後一万3の1 サ ンインテグラル道後503 平成14年5 平成15年3	
酒	井		清	兵庫県川西市美山台一丁目 1番地44 平成14年5 平成15年3	
宗	和	暢	之	大阪府大阪市東淀川区下新 庄四丁目18の24 エル・カ ステリオ301 平成15年3	

## 人事委員会規則

#### ○愛媛県人事委員会規則13 - 136

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年5月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

## 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 16)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項職の欄中「部付(派遣職員が有

するものを除く。)」、「しまなみ海道振興監」及び「新事 業支援監」を削り、「室長 高速道路課長」を「室長」に改 め、「課付(派遣職員が有するものを除く。)」を削り、「 職員係、」を「人事係、」に改め、「工事検査専門員 換地 指導専門員」及び「用地補償審査専門員 高速道路課長補佐 」を削り、「職員係長」を「人事係長」に、「福利厚生係長 」を「福利健康係長」に、「職員係が」を「人事係、組織定 員係及び福利健康係が」に改め、同部出先機関の項地方局本 局の目同欄中「主席工事検査専門員」を削り、「課付 工事 検査専門員」を「市町村振興・合併推進班長 納税班長」に 改め、同項地方局出張所の目を削り、同項地方局中山川ダム 建設事務所の目同欄中「課長」を削り、同項地方局中央保健 所の目同欄中「課長補佐」の下に「技術課長補佐」を加え、 同項地方局保健所の目同欄中「課長」の下に「技術課長補佐 」を加え、同項地方局中央地域農業改良普及センターの目同 欄及び同項地方局地域農業改良普及センターの目同欄中「蚕 業指導専門員」を削り、同項研修所の目同欄中「室長 研究 員」を「課長」に改め、同項愛媛整肢療護園の目同欄中「総 婦長」を「総看護長」に改め、同項医療技術短期大学の目の 次に次のように加える。

食肉衛生検査センター 所長 課長 支所長

別表知事部局の部出先機関の項衛生環境研究所の目職の欄中「分室長」を削り、同項林業試験場の目を次のように改める。

林業技術センター 所長 研究指導室長 課長

別表知事部局の部出先機関の項緑化センターの目を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

#### ○愛媛県公安委員会告示第12号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年 国家公安委員会規則第4号)第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年5月17日

## 愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機	遊技機		Med NIC NIC -to 4-	申言	请	検定	検定の有
の種類	の区分	型 式 の 名 称	製造業者名	氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	番号	効期間
ぱちんこ 遊技機	第1種	C R フィーバーバイキ ング G X	株式会社三共	株式会社三共(毒島秀行)	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	6074	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	"	CRフィーバーエジプ シャンSP	"	"	"	6075	
	"	CR演歌道	タイヨーエレック 株式会社	タイヨーエレック株式会社 (濱岡 洋平)	愛知県名古屋市西区見寄町12 5番地	6078	
	"	CR火事場のロボぢから	"	"	"	6079	
	第2種	プッチモンEX	株式会社大一商会	株式会社大一商会(市原 茂)	愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目22番地	6080	
	第1種	C R ポクポク坊主X	株式会社メーシー 販売	株式会社メーシー販売 (別所 直鋼)	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 13番10号	6083	

1						
	"	CR釣りっ娘るあちゃ ん	"	II	n	6084
	"	C R メイドインジャパ ン楽 1	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社(永野裕豊)	愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目12番地	6085
	"	CRメイドインジャパン極 2	11	"	"	6086
	"	C R 新春一番 S	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア (井置定男)	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	6089
	"	CR踊れ大酋長	"	II	"	6090
	"	新春一番SV	11	"	"	6091
回胴式遊 技機	回胴式	クイック	株式会社ネット	株 式 会 社 ネ ッ ト (国本 幸司)	大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁 4 番 5 号	6076
	"	サプライズ	"	"	ıı .	6077
	"	ゴールドアンドシルバ -	株式会社北電子	株 式 会 社 北 電 子 (小林 昭子)	東京都豊島区西池袋一丁目7番7号	6081
	"	ケイワンレバンナ	株式会社エレコ	株 式 会 社 エ レ コ (福田 貞夫)	東京都江東区有明三丁目 1 番 地25	6082
	"	ムーンライト	高砂電器産業株式 会社	高砂電器産業株式会社 (石井 治夫)	大阪府大阪市中央区南船場二 丁目 9 番14号	6087
	"	ゾロメ33-30	"	"	"	6088

					1	<b>~</b> "~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
任免辞令					○公営①	≧業任免辞令					
						4月30日					
○任免辞令							愛媛県技術吏員	中	Ш	浩	次
5月1日				_	願によ	こり本職を免す	ずる				
	鈴	木		愛	退職手	当は支給し	ない(愛媛県職員退職	手当彳	条例第	第14套	杀)
愛媛県技術吏員に任命する						5月1日					
医療職(三)2級を命ずる								森	ж	直	子
技師を命ずる					~ 经经师	具技術吏員に	任命する	*****		_	-
八幡浜地方局勤務を命ずる						战(一) 2級					
	Ξ	好	梨	絵		-	人科医長を命ずる				
愛媛県技術吏員に任命する					****	一人的机主师	八11区以 <b>在</b> 即 9 0	仙名	雷	浩	섩
医療職(三)2級を命ずる					さい はい	₹技術吏員に	エ <del>クオ</del> ス	叫丰	=	/口	おりじ
技師を命ずる											
八幡浜地方局勤務を命ずる						哉(二)1級: - 今ぎっ	全印 9 の				
	大	仲	絵	美		合ずる	4 ^ <del>'''</del>				
愛媛県技術吏員に任命する						中央病院勤務:	を前する				
医療職(三)2級を命ずる						中央病院)		加	15.5		江
技師を命ずる					(同	)				•	明
八幡浜地方局勤務を命ずる					(同	)			)	真理	
	直	本	クき	ÉZ	(同	)		森		佳	織
愛媛県技術吏員に任命する	l=J	4	<b>Д</b> э	<del>&lt;</del> J	(同	)		神	野	宏	実
変数宗文附史員には叩する 医療職(三)2級を命ずる					(同	)		大	塚	由	美
					(同	)		東		志	帆
技師を命ずる					(同	)		佐	海	美	佳
宇和島地方局勤務を命ずる	\ <u></u>		٠.	_	(同	)		居	村	葉	月
	泂	本	美	子	(同	)		兵	頭	ま	IJ
愛媛県技術吏員に任命する					(同	)		畄	崎		恵
医療職(三)2級を命ずる					(同	)		黒	澤	恵季	製子
技師を命ずる					(同	)		松	本	香	織
宇和島地方局勤務を命ずる					(同	)		久化	呆田		舞
					`` •	,					- •

平成14年 5 月17日	 	- 県	報	第1356号